

物価下落年金0.1%引き下げ 新ルールならさらに減 試算で0.9%に

東京新聞 2017年1月28日 朝刊

	現在	2017年4月～
国民年金	6万5008円	6万4941円 (67円減)
厚生年金	22万1504円	22万1277円 (227円減)

(注) 国民年金は単身世帯で満額。厚生年金は平均的給与で夫が40年間働き、妻は専業主婦のモデル世帯

厚生労働省は二十七日、二〇一七年度に支給する公的年金額を、0.1%引き下げると発表した。引き下げは三年ぶり。四月分（受け取りは六月）から反映させる。額改定の主な指標となる物価が下落したため。政府は昨年十二月に成立した年金制度改革関連法に、現役世代の賃金の下落に合わせて給付額を引き下げる新ルールを盛り込んだ。仮に今回のケースに当てはめるとさらに年金額が減ることになる。（中根政人）

今回の改定で、国民年金は保険料を四十年払い続けた人が満額で月六万四千九百四十一円（一六年度比六十七円減）、厚生年金は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯で月二十二万一千二百七十七円（同二百二十七円減）となる。

年金額は毎年度、物価や現役世代の賃金の変動を考慮して改定される。現行のルールでは、物価の下げ幅より賃金の下げ幅が大きい場合は、物価の下げ幅に合わせて引き下げる。

総務省が二十七日に発表した一六年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む）は、前年比でマイナス0.1%。賃金の変動率はマイナス1.1%だったが、物価の下げ幅に合わせて年金額が引き下げられる。

だが、二一年度に導入される新ルールでは、物価の下げ幅よりも賃金の下げ幅が大きい場合には賃金の下げ幅に合わせて年金を減額する。厚労省の試算では、今回の改定に新ルールを当てはめた場合、年金額は0.9%引き下げになる。

一方、物価や賃金が上昇した場合に支給額の伸びを抑える仕組みの「マクロ経済スライド」は、物価下落時には実施しないルールのため今回は実施されない。

17年度の年金受取額0.1%下げ 3年ぶり減額

日経新聞 2017/1/27

厚生労働省は27日、2017年度の年金額を0.1%引き下げると発表した。マイナスは3年ぶり。同日発表された消費者物価指数（CPI）が下落したのを年金額に反映する。国民年金を満額で受け取っている人は16年度と比べ、月あたり67円減の6万4941円となる。厚生年金を受け取る標準世帯（夫が平均的な給与で40年働き、妻が専業主婦）では227円減の22万1277円となる。

公的年金を受給する約4千万人に影響する。6月に支払われる4月分の年金から新しい金額となる。

年金額は賃金や物価の変動に合わせて増やしたり減らしたりしている。改定の基準になるのは物価上昇率と賃金変動率の2つ。総務省が同日発表した16年平均のCPI（生鮮食品含む総合）は前年と比べて0.1%の下落だった。

賃金変動率は1.1%のマイナス。現在の仕組みでは、賃金変動率と物価変動率がともにマイナスで、賃金の下げ幅の方が物価よりも大きいときは、物価の減少幅に合わせて年金額を変えることになっている。支給水準の伸びを物価や賃金の上昇幅よりも抑制する「マクロ経済スライド」は物価上昇が前提のため、今回は発動されない。

年金と同様に、物価に連動して支給する児童扶養手当や障害者に対する給付なども下がる。母子家庭や父子家庭の子どもに対する児童扶養手当は、4月から月額で40円下がり、4万2290円となる。

年金給付を巡っては、財政を安定させるための給付抑制が必要との意見も多い。年金額を今より抑え、将来の年金額を確保するために、21年度からは現役世代の賃金が下がったときに高齢者が受け取る年金額も減らす。

年金保険料は、17年度に国民年金が230円増の月1万6490円となる。保険料の引き上げは04年の法改正で定められた新しい年金財政運営の仕組みに基づき、国民年金、厚生年金ともに17年度で終了となる。厚生年金保険料は9月から0.118ポイント上がり18.3%（労使折半）となる。

主張

社会保障削減計画

暮らし壊す「工程表」は中止を

しんぶん赤旗 2017年1月27日(金)

社会保障費の伸びの一律カットをすすめている安倍晋三政権が、削減路線をさらに強化しようとしています。それをはっきり示しているのが、1400億円の「自然増」削減を盛り込んだ2017年度予算案と一体で決めた『「経済・財政再生計画」改革工程表」改定版です。すでに決まった削減計画の着実な実行を求めるとともに、17年度予算案に盛り込めなかった負担増・給付減の早期実現を迫る内容です。安倍政権の容赦ない社会保障費削減の下で、国民生活はすでに苦境に立たされています。暮らし破壊に拍車をかける「工程表」の推進をやめるべきです。

「自然増」削減の弊害明白

75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料アップ、70歳以上の高額療養費の負担上限引き上げ、療養病床に入院する65歳以上の光熱水費の負担増一。今年開始されようとしている医療分野での国民負担増の数々です。介護保険の分野では、一定の所得以上の人の利用料を3割負担にする法案が国会に提出されようとしています。

それでは足りないといわんばかりに、さらなる負担などを求めたのが昨年末に決めた「工

程表」改定版です。国民から異論が強く、今回の改悪を見送った介護「軽度者」の生活援助サービスの保険外しや、「かかりつけ医」以外を受診した場合の窓口負担上乘せなどの検討の促進をうたっています。

負担が増える一方、いざというとき病院にかかれず、介護サービスを受けられない—こんな事態をさらに深刻化させる「工程表」改定版は、暮らしの現実を無視したものです。社会保障費の伸びが「財政健全化」を妨げていると決めつけ、その「自然増」をやり玉に挙げ、削減を繰り返す自民・公明政権のやり方はあまりに異常です。

社会保障費「自然増」は人口の高齢化や医療技術の進歩などによって、一定の増加が避けられない費用です。ところが00年代初めに自公政権が、社会保障を「財政再建」の邪魔者扱いし、毎年2200億円の「自然増」を機械的にカットする削減路線を容赦なく実行、「医療崩壊」「介護難民」をはじめ年金、生活保護など各分野で暮らしの危機を引き起こしました。

乱暴な削減路線には国民の批判が集中し、自公政権もその問題点を認めざるをえない事態になったものの、12年末に政権復帰した安倍政権は、反省もなく「自然増」削減路線を復活させたのです。

15年に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」では、「自然増」を年5000億円程度に抑制する方針を打ち出しました。その中では“社会保障費の増加を抑えることが、経済成長に寄与する”とまで明記しました。国民の暮らしと権利を支える社会保障本来の役割を事実上無視した議論です。安倍首相が施政方針演説で「自然増」削減を“成果”と自慢したことと相通じる危険な発想です。

税の集め方・使い方改め

自公政権による「自然増」削減額は01～08年度、13～17年度で計3兆3千億円にのぼります。これに対し、大企業を中心にした法人税減税は第2次安倍政権だけで4兆円に達します。「財政健全化」といって社会保障費を削減しながら大企業は優遇。政治の姿勢が逆さまで。税の使い方、集め方の改革をすすめ、社会保障本来の機能を回復させることが急務です。

信州・取材前線

生活保護世帯、過去最多 娯楽費ゼロ、世間から孤立

高齢者の貧困、年金で賄えず /長野

毎日新聞 2017年1月29日 地方版

2010年の厚生労働省の統計によると、長野県の平均寿命は男性80・88歳、女性87・18歳で、共に全国1位。高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は全国的に上昇を続けており、健康長寿を誇る県内では30年には県民の3人に1人が高齢者という予想もある。そこで問題になりそうなのは高齢者の貧困だ。【安元久美子】

11日に厚労省が発表した数字では、全国で生活保護を受けている家庭は、昨年10月時点で前月よりも964世帯多い163万7866世帯で、3カ月連続で過去最多を更新している。

県内の生活保護受給世帯は9030世帯（16年11月現在）で、全国では低めの水準だという。県は、持ち家率が高く、離婚率が低いなどの要因に加え、女性の就労率が高いことを理由とみる。それでも、受給世帯数は年々増えており、過半数は高齢者だ。長野市で受給しているのは1197世帯、このうち48・1%が高齢者世帯だ。

県内に住む70代男性は「今の暮らしで十分。これ以上、支給してほしいなんて言えるわけがない」といい、年金と生活保護費を合わせた月約10万円で1人暮らしをしている。ある日、ボウリング場にふと立ち寄ったが、靴代と合わせた1ゲーム1000円前後がぜいたくに思えた。喫煙所でたばこを1本吸いながら、じっとにぎやかな様子を見つめ、「若い頃はよくやったもんだよ」と話す。

10年ごろから生活保護を受けている。妻子とは60代のころ、問題を起こして別れ、「迷惑をかけたくない」と今は連絡をとっていない。友人とも疎遠になった。働く意欲はあるが、09年に胃がんの手術をしてからは体調を崩すことが増え、職に就く不安を感じている。5月からは暖房設備費として受給する「冬季加算」月約7000円がなくなるが「食費を減らせば良いか」とつぶやく。

県民主医療機関連合会が、生活保護受給者180世帯260人を対象に行った生活実態調査によると、回答者の2割が1カ月の食費を2万円未満、約3割が3万円未満に抑えている。さらに回答者の約4分の1が「教養・娯楽にかかる費用を0円」とし、多くの人がつつましやかに暮らしている。一方、人付き合いには支障が出ている。「参加費が払えない」「世間の目が気になっていけない」などを理由に町内会や老人クラブに約8割が参加しておらず、冠婚葬祭も約6割が不参加。同連合会は生活保護を受けるまでに人との関わりが切れ、経済的な理由も重なって参加できないのではないかとみる。

県は15年に生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、県内各地に就職や暮らしなどの相談を受ける「生活就労支援センターまいさぼ」を設立。支援を広げたが、生活保護世帯は増えている。長野大学社会福祉学部の鈴木忠義准教授は「元々、年金などの社会保障でカバーできていれば生活保護を受ける必要はない。生活保護や貧困のリスクは誰もが抱えている」と語る。老後の貧困は人ごとではないようだ。

失政のツケをまた…安倍政権が4月から“年金支給額カット”

日刊ゲンダイ 2017年1月27日

昨年未だに成立した年金カット法の施行は2021年だが、それを待つまでもなく、容赦ない年金支給額の削減が始まった。政府は3年ぶりに支給額を引き下げる。

年金支給額は、物価や賃金の変動に応じて毎年決められることになっている。厚労省は、27日に公表した1年間の消費者物価指数をもとに、新年度（今年4月から）の支給額を決定。下げ幅は16年度より0.1～0.2%の減額になる。

厚労省の試算によれば、0.1%引き下げた場合、夫婦2人の標準的な世帯で、国民年金が満額で月額67円減って6万4941円に、厚生年金が227円減って22万1277円に。0.2%の引き下げだと、国民年金が満額で125円減、厚生年金は437円減だ。年間では6744円の減額になり、その影響は決して小さくない。

「年金支給額は毎年、物価や賃金の変動に応じて決められることになっています。昨年1年間で、物価水準が前年より顕著に下落したと思われるため、支給額も引き下げる方向です」(厚労省関係者) と言うのだが、ちょっと待て。

ことあるごとに、「デフレから脱却した」「賃金も上がった」と喧伝してきたのが安倍首相だ。施政方針演説でも、安倍首相は「ベースアップが3年連続で実現」「経済の好循環を前に進めていく」と成果を誇っていた。それなのに、物価下落で年金支給額も減額？ それはすなわち、物価上昇を目的にしたアベノミクスの失敗を自ら認めることになるのではないか。

「語るに落ちるとはこのことで、賃金は上がっていないし、デフレ脱却も程遠いのが現状だということです。年金支給額の引き下げは、政府の失策のツケにほかなりません。しかも、安倍政権は株価を吊り上げるために、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のポートフォリオを変更し、株式投資の比重を高めた。その結果、この2年間ですでに約8兆円の損失を出しています。昨年10～12月期の実績はまだ公表されていませんが、国民の虎の子をギャンブルに突っ込み、それで支給額を減らされるのでは、国民は到底、納得できません。勝手に支給額引き下げを決める前に、なぜこんなことになるのか、きちんと国民に説明すべきでしょう」(経済ジャーナリスト・荻原博子氏)

自分の失敗を庶民に押しつけるのは、いい加減にしてもらいたい。

高齢者の定義とは 65、70それとも75歳？

慶応大経済学部の駒村康平教授

高齢者の定義を現状の「65歳以上」から引き上げようという提案に注目が集まっている。内閣府の専門家会議では、経済的・社会的見地から「70歳以上」に見直す議論があるほか、日本老年学会は心身の若返りを理由に「75歳以上」とする提言を行った。定義の見直しは、高齢者を取り巻く年金制度や労働環境にどのような影響があるのだろうか。慶応大経済学部の駒村康平教授と、高齢・障害・求職者雇用支援機構の浅野浩美氏に話を聞いた。(高橋裕子、篠原那美)

「より柔軟な年金制度を」慶応大経済学部教授 駒村康平氏

――高齢者の定義を70歳以上や75歳以上に引き上げようという議論がある

「ただちに制度が変わるわけではなく、『75歳くらいまでは現役でやれる社会を意識しよう』という社会に対するメッセージだと思う。今後、そういう雰囲気が出てきて実際に皆が働けるようになったら、年金や医療保険、介護保険の区分などの見直しにつながっていくのだろう。特に若い世代には65歳がゴールではなく、その先は決して短くないと知ってもらいたい意味がある」

――議論がなされる背景は

「年金制度は昭和16年の制度公布時は55歳から年金を支給していたが、支給期間は10～15年程度の見込みだった。現在は人口の90%以上が65歳以上まで生き、最新の人口推計では平成72（2060）年の平均寿命は女性で93歳になるとみられる。40年働いて30年年金をもらうのは制度として成立しない」

――元気な高齢者も増えた

「人生の老後がどんどん長くなり、高齢者の健康状態や筋力などがこの10年間でかなり改善した。内閣府の26年の世論調査結果をみても、高齢者だと思ふ年齢は『70歳以上』が圧倒的だ。高齢化社会の中で、主観的な高齢者年齢が上がり、客観的に能力も上がってきているのに、年齢で一律に人を管理する制度が今の時代に合っていない。いつでも学べて、いつでも働ける出入り自由な社会がいい」

――年金制度はどうあるべきか

「現在は寿命が延びると年金の給付水準を下げるしくみで、今後、低年金受給者が増えるだろう。それよりも支給開始年齢の引き上げで対応し、政府が早めに予告したほうが準備もできていい。だが、支給開始年齢の引き上げは分かりやすいぶん、反発が大きい」

――支給開始年齢引き上げの課題は

「米国では所得間での寿命の差が開いており、日本でも所得階層により健康状態にかなり差が出ているようだ。差が拡大すれば、平均寿命の延びに連動して支給開始年齢を上げると低所得者がついてこれなくなる。そのサポートが別途必要だ。今は65歳から支給開始だが、60歳に早めたり70歳まで遅らせたりできる。早くもらえば3割カットで、遅くもらえば4割プラス。それを70歳を標準にし、より柔軟な形にすればよいのではないか」

――世代ごとの今後の心構えは

「若い世代は65歳がゴールで85歳で死ぬというモデルではなく、長く働くために学力、健康、精神的な部分を含めて人生設計を立てるべきだ。一方、高齢者は自分の能力と若い世代の能力をよく見ながら自分に合った職位につく。若い世代と交流し、考え方を理解しておかないと軋轢（あつれき）を生む。働く、遊ぶ、学ぶ、地域活動。時間の使い方により、長くなった人生にさらに意味が出てくるだろう」

〈こまむら・こうへい〉昭和39年、千葉県生まれ。52歳。慶応大大学院博士課程単位取得退学。国立社会保障・人口問題研究所研究員などを経て、平成19年から現職。専門は社会保障。

「生涯現役社会の構築を」高齢・障害・求職者支援機構 浅野浩美氏

――高齢者の定義を70歳以上とする議論がある

「労働分野でいえば、定年の区切りは時代とともに変わってきた。かつては55歳が一般的だったが、昭和50～60年にかけて60歳定年が普及し、今は高齢者雇用安定法で、労働者が希望すれば企業は65歳まで働けるようにしなければいけないこととされている。高齢者雇用を支援する立場としては、単純に何歳と区切るのではなく、働く意欲や能力がある限り、いくつになっても働ける『生涯現役社会』の構築を目指したい」

――高齢者の働く意欲は

「内閣府が60歳以上の男女に実施した平成25年の意識調査では『65歳を超えても働きたい』と答えた人は7割弱を占めた。高齢者の働く意欲は高い」

――企業側の認識は

「現状では、ほとんどの企業が法に基づいて、65歳までの雇用確保措置を講じている。『任せた仕事はきちんとこなしてくれる』という声がある一方、65歳以降だと、特に健康管理面でどのような配慮が必要なのか課題を感じている企業は多い。独自の工夫として、視力の低下に配慮して照明を明るくしたり、重労働は避けたり、個々人の健康状態をきめ細やかに把握してアドバイスしたりする企業もある」

――高齢者雇用が成果につながっている例は

「人手不足に悩む業界では、高齢者の活用が新規ビジネスや業務改善につながったケースがある。茨城県のキノコ製造販売会社では、求人をかけても若い世代からの応募がなく、思い切って『60歳以上』としたところ、優秀な人材の確保に成功。新事業の生産ラインが稼働して売り上げが向上した。香川県の保育園では、シニア保育士を増やしたことで、子育て中の若手保育士が短時間勤務で働けるようになり、若手とシニアのワークシェアが実現できた例もある」

――高齢者活用を成功させる秘訣（ひけつ）は

「年齢が高まるにつれ、通院が必要な人や趣味や地域活動と両立したい人など、抱えている事情は一人一人異なる。高齢者に限らないが、企業は従業員の多様性を認める柔軟な勤務形態を整えることが大切だ」

――高齢者自身が働き続ける上で必要な心構えは

「企業側には、高齢者の仕事に対するモチベーションについて心配する声がある。管理職だった人でも、役職から離れ、組織の若返りのために次世代をサポートする立場になることも多い。その際必要なのは、気持ちの切り替えだ。長い職業人生の中でシニア期にさしかかったときに、組織にどう貢献できるのか、自分らしく働くとはどういうことなのか、見つめ直す必要があるのではないか」

〈あさの・ひろみ〉昭和36年、富山県生まれ。56歳。筑波大大学院修士課程修了。厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室長などを経て、平成28年から高齢・障害・求職者雇用支援機構の雇用推進・研究部長。

